

# 令和5年度 いじめ防止基本方針

綾部市立東綾小学校・中学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

児童生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、綾部市・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

## 第1 いじめ防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を加える。  
校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年主任、当該担任、養護教諭
- 3 「いじめ対策委員会」は毎週1回開催する生徒指導交流会後に行う。なお、緊急に必要なときはこの限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
  - (1) 学校基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
  - (2) いじめの相談・通報の窓口
  - (3) 関係機関、専門機関との連携
  - (4) いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
  - (6) いじめの未然防止のための、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
  - (7) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあたるかの判定
  - (8) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
  - (9) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

## 第2 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての児童生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行ったり、いじめ問題の未然防止と積極的な認知を含む早期発見、早期対応を行ったりする。

### 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 分かりやすく規律ある授業の推進
  - ・言語活動の充実
  - ・ベル着の徹底
  - ・教室環境の整備
- (2) 自尊感情をはぐくむ取組の推進
  - ・行事における学級づくりの推進
  - ・行事における異年齢集団活動
- (3) 豊かな心をはぐくむ取組の推進
  - ・特別の教科道徳を含む道徳教育・人権教育の推進
  - ・体験活動・読書活動の推進
  - ・規範意識、コミュニケーション能力の向上

- (4) いじめについて理解を深める人権教育の推進
- (5) 児童生徒の主体的な活動（学級活動、児童会・生徒会活動等）の推進
- (6) 教職員の人権感覚や指導力の向上を図る取組の推進
  - ・校内研修の実施（年度当初に小中で行う。）
- (7) 家庭や地域等との連携
  - ・P T A、こども園、東綾っ子を育てる会、東綾ブロック研究会等との連携の充実
  - ・学級懇談会・地域懇談会・学校運営協議会の実施と活用

### 第3 いじめの早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないように、日ごろからの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

#### 2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 情報の集約と共有
  - ・認知した場合は直ちにその情報を的確・迅速に管理職に報告し、「いじめ対策委員会」による組織的な対応につなげる。
  - ・いじめに関する情報については、ささいなことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
  - ・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、各学年主任等を通じて全教職員で共有する。
  - ・緊急の場合は、生徒指導交流会、職員会議等で情報を共有する。
- (2) 定期的に全児童生徒を対象とした質問紙調査及び聴き取り調査を実施
  - ・質問紙調査：7月、11月（3ヶ月後に追跡調査）
  - ・聴き取り調査：7月、11月
- (3) 相談体制の整備
  - ・年2回教育相談週間を実施（7月、11月、小学校は2月も実施）
  - ・スクールカウンセラーと情報を共有する。

### 第4 いじめに対する取組

#### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、学級担任等特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童生徒の安全を保障するとともに、加害児童生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

#### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく速やかに管理職に報告し、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童生徒から事情を聴くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、綾部市教育委員会に報告する。
- (4) 被害児童生徒の立場に立ち「いじめは許さない」という強いメッセージを発すると同時に、理不尽なことは認めない姿勢を示し指導にあたる。
- (5) いじめ問題の見立てについては、その事象や行為が冷やかし、仲間外れ、暴力、恐喝等どのような質と内容を持つものなのか見極め、解決に向けて適切な指導を行う。
- (6) 指導にあたっては、双方の思いを十分聴き、当事者全員としっかりと話し全容をつかむ。

- (7) 被害児童生徒その保護者に寄り添って話をしっかりと聴き、その気持ちを充分にくみ取って支援を行う。
- (8) 加害児童生徒には自分の行為がいじめであることを充分納得させ、真の反省を確認してから謝罪等の責任の取り方を指導する。ただし、加害生徒からの謝罪は被害生徒が納得して初めて受け入れることができることを充分認識しておく必要がある。
- (9) 加害生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める
- (10) 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (11) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### 3 いじめの解消

- (1) いじめが「解消している」状態とは①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、またこの状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していることととらえ、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援の継続を確実に実行する。
- (2) いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取組を進める。

### 4 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上のいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) 児童生徒に対してインターネット上のいじめが重大な人権侵害であり、刑法上、民事上の罪になり得ること等を理解させる教育を行う。
- (3) インターネット上のいじめを防止するため児童生徒への情報モラル教育や保護者への啓発活動を行う。
- (4) インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

## 第5 重大事態への対応

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに綾部市教育委員会を通じて市長に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、京都府及び綾部市の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」に基づき、「いじめ対策委員会」を母体とし、適切な専門家等を含む組織を設け、被害児童生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 学校で行う調査の状況については、必要に応じて被害児童生徒・保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を綾部市教育委員会を通じて市長に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

## 第6 関係機関との連携

### 1 地域・家庭との連携の推進

- (1) P T A、学校運営協議会との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
  - ・研修会の実施
- (2) いじめの防上等に関する学校基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。  
また、入学時、各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。見直しを行うに当たっても、保護者、地域の方や関係機関等の参画を得た基本方針になるようにする。

### 2 関係機関との連携の推進

- ・警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。